

# 米国議会合同租税委員会報告書 「連邦移転税への遺産凍結取引の影響」(1990年)

## 関 本 大 樹

### 目 次

- 1 解説
    - (1) 遺産凍結取引とは
    - (2) 典型的な遺産凍結取引
    - (3) 米国移転税制上の遺産凍結取引対策規定
    - (4) 遺産凍結取引規制の変遷
    - (5) 現行遺産凍結規制の効果
  - 2 出典等
  - 3 本報告書の構成
  - 4 結びに
- 【訳文】

## 1 解説

### (1) 遺産凍結取引とは

米国移転税制<sup>(1)</sup>において内国歳入法上の特別な評価規定の対象となっている取引に「遺産凍結」(estate freeze)取引がある。この取引は、閉鎖会社の優先株式、特定の自益信託、資産の共同購入などを濫用することにより連邦遺産税の負担を回避する効果のある取引を指すものである。当該評価規定は、これらの取引について、通常とは異なる特別な評価方法を用いることによって、当該租税回避効果の発生を抑止するためのものである。

---

(1) 米国では、我が国の相続税・贈与税に相当する、連邦遺産税 (estate tax)・連邦贈与税 (gift tax)・州相続税 (inheritance tax) などの世代間での財産の移転 (transfer) に関係する租税を包括的に移転税 (transfer tax) と呼んでいる。

## (2) 典型的な遺産凍結取引

上記評価規定が制定される前の遺産凍結取引の一つ目の典型例としては、例えば、優先株式を用いたもので、普通株式のほとんどを優先的配当受益権がある優先株式に変更した上で、優先株については被相続人となる者（移転者）が継続的に保有し、他方、少数の普通株式についてのみ、移転者から相続人となる者（被移転者）に移転することとする。すると、米国税制上、このような場合には、当該普通株式の評価額については、両株式を合わせた全体的な評価額から評価上固定的に評価され得る優先株式の評価額を控除することにより確定的に評価される（凍結される）ことになるため、当該移転者は、当該受益権によって移転前と同様な所得を確保しつつ、移転時から相続発生時までの間に通常期待できる普通株式の評価額の上昇分について移転税の課税対象となることを回避できた<sup>(2)</sup>。さらに、仮に移転者について生計に余裕があれば、当該配当受益権に係る請求権を行使しないことにより、被移転者へ実質的に当該配当金相当額を社内留保金額として無税で承継することも可能であるとされていた。

また、制定前の遺産凍結取引の二つ目の典型例としては、生存中は委託者である被相続人となる者が信託財産からの所得を引き続き得ることとし、相続開始後、残余の信託財産については、相続人となる者（被移転者）が取得するような信託（以下「譲与者所得維持信託」又は「GRIT」

---

(2) 我が国では、同様な「配当優先の無議決権株式の評価」については、財産評価通達上、「配当について優先・劣後のある株式を発行している会社の株式を①類似業種比準方式により評価する場合には、株式の種類ごとにその株式に係る配当金（資本金等の額の減少によるものを除く。以下同じ。）によって評価し、②純資産価額方式により評価する場合には、配当優先の有無にかかわらず、従来どおり財産評価基本通達（…）185《純資産価額》の定めにより評価する」こととされている（「配当優先の無議決権株式の評価」平成19年3月19日付財産評価企画官情報『種類株式の評価について』令和4年11月12日現在 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/070309/01.pdf> 参照）。したがって、当該取扱いを前提とすれば、上記①及び②のいずれの場合にも、優先株式については、相続発生時において普通株式を基本として相対的に評価されることから、通常、米国ほどの遺産凍結効果が期待できる可能性は低いものと考えられる。しかし、そもそも当該取扱いに法的拘束力はないことから、今後、米国におけるものと同様な評価手法が納税者側から本来的評価方法として主張され得るのではなからうか。

(Grantor Retained Income Trust) という。) については、米国移転税制上、信託設定時における譲与者(信託財産の移転者である設定者)からの課税対象贈与とみなされることから、留保される受益権が確定的であれば、残余権(remainder interest)についても、信託財産全体の評価額から当該受益権を控除した評価額として一つの典型例と同様に確定的に評価する(凍結する)ことができた<sup>(3)</sup>。

おって、制定前の遺産凍結取引の三つ目の典型例としては、資産の共同購入が挙げられる。これは、通常の共同購入ではなく、例えば、不動産の購入において、被相続人となる者(移転者)が生存中の当該不動産に係る受益権のみを購入し、当該不動産に係る残余権については、相続人となる者(被移転者)が有償又は無償で取得する取引である。この場合、当該残余権に対する対価が当該公正市場価値以上であれば、連邦贈与税の対象とはならず、他方、未満であれば、その差額について連邦贈与税の対象とされ、生前贈与について累積的課税制度を採用している連邦遺産税の対象にもなる。さらに、相続発生時まで当該受益権に係る契約期間が終了していれば、当該受益権は、連邦遺産税の対象にはならず、他方、当該契約期間が終了していなければ、連邦遺産税の対象となる。いずれにしても、移転者は、生前における受益権を確保しているにも関わらず、購入後の当該資産の値上り益については、共同購入時に確定的に評価された(凍結され

---

(3) 我が国では、同様な信託の設定時においては、受益権については、自益信託であるため、贈与の発生とはみなされず、受益権に基づく所得の発生時点で所得税の課税対象とされる(所法13①)。また、残余権については、残余権が行使された際にその時点での財産評価額で贈与税ないし相続税の課税対象となる(みなし贈与・遺贈、相法9の2④)ことから、遺産凍結効果は得られないものと考えられる。

ちなみに、米国税制下でも、信託が撤回可能であれば、「みなし自益信託」とも呼ばれる「譲与者信託」(grantor trust)に該当し、少なくとも設定時には連邦贈与税等の課税対象にはならない。他方、撤回不能であれば、譲与者信託に該当しない場合がある。Jason B. Freeman「Grantor Trusts」(令和4年11月19日現在) <https://freemanlaw.com/grantor-trusts/> 参照。しかるに、GRITでは、撤回不能とされるため、信託財産全体の評価額から、維持される所得に係る当該受益権の現在価値に相当する価額を控除した残余権評価額について、当該設定時において連邦贈与税の課税対象となることから、遺産凍結の手段になり得たわけである。

た) 被移転者の残余権に含まれることから、移転者の連邦遺産税の対象となることを回避できた<sup>(4)</sup>。

### (3) 米国移転税制上の遺産凍結取引対策規定

上記(2)に例示したような遺産凍結取引については、通常、各取引の設定時において、移転者と被移転者それぞれの権益に区分して一方のみに固定的な財産評価が行われることが原因であると考えられるが、そのため、前述のとおり、連邦移転税制上、特別な評価規定を置いて、規制を行っている。具体的には、①同族法人における「優先株式を用いた遺産凍結」<sup>(5)</sup>に対する特別な評価規定(内国歳入法2701条《法人又はパートナーシップに係る特定の権利の移転に係る特別評価規定》)、②譲与者所得維持信託<sup>(6)</sup>に対する特別な評価規定(同2702条《信託契約における権利の移

(4) 我が国でも、同様な契約が可能な場合には、評価額をどのように算定するかについては、いろいろな考え方があると思われるものの、仮に受益権が確定的に評価できる場合には、残余権については、共同購入価格から当該受益権の価額を控除したものとして評価される蓋然性が高いとも考えられ、少なくとも、そもそも被移転者が保有する残余権の購入後の値上りや値下りを加味して、被移転者に対して相続税ないし贈与税が課税される余地は乏しいものと考えられる。

(5) 例えば、優先株を用いた遺産凍結の例として「親が同族法人の全ての発行済株式を100株所有しており、そのうち1株が議決権付普通株式、残り99株が議決権付優先株式で構成されているとする。その場合に、子に普通株式のみ贈与し、残りの優先株式(非累積型の固定配当であり、かつ残余財産分配権も固定されている。)は保有し続けるとすると、当該法人の総体的な価値が百万ドルとした場合には、一般的な評価方法では、親の保有し続ける優先株式は、議決権もあり、実体的な配当請求権もあることから、99万ドルと評価され、子に対しては、1万ドルの普通株式が贈与されたものとされる。ところで、将来、親が保有していた優先株式を手放して、贈与税ないし相続税が課税されることとなる場合でも、当該優先株式の価値は、保有期間中は凍結され、一方、当該企業の以後の価値の上昇は、全て子に対して無税で引き継ぐことが可能である。実際、親は、親の自由裁量とされる配当請求権を単に行使しないことにより、子に対して追加的な価値を引き継ぐことが可能である」とされている。このような場合について、同評価規定は、贈与税の課税目的においては、親が保有し続ける優先株式の価値は、ゼロないし後述のQFPに係るほんのわずかなものとみなされ、一方、贈与税の課税対象となる、子へ贈与される普通株式の価値がその分だけ引き上げられることになる。John K. McNulty, Grayson M.P. McCouch 『Federal Estate and Gift Taxation in a Nutshell Ninth Edition』(West Academic Publishing・2020) 303~304頁参照。つまり、上記のような場合には、実質的に全株式を一括して生前贈与したものとして取り扱うわけである。

(6) 例えば、このような信託を用いた例として「親が子のために百万ドルの価値のある財産を信託するものの、当初20年間の収益権を留保するとした場合、一般的な評価方法では、子に対して移転される残余財産受益権(残余権)の

転に係る特別評価規定》)、③同族法人における譲渡価格制限等を財産評価上無視すること<sup>(7)</sup>に関する規定(同2703条《特定の権利及び制限の無視》)

価値は、財務省規則で定められた評価表に基づいて決定される。内国歳入法7520条《評価表》参照。仮に20年後の残余財産に適用される率が30%とすると、残余財産の現在価値、つまり、親にとっての課税対象贈与額は、30万ドルとなる。事実上、評価表によって、信託財産の総額が当初受益権と残余財産受益権に分割されることになる。したがって、暗黙的に、親にとっての受益権の現在価値が70万ドルとされることになる。ところが、たとえ親が20年間の全期間、全ての信託収入を得たとしても、親の実際の収入をその額[70万ドル]よりもはるかに少なくすることができる。例えば、そのような状況は、信託財産が相当な資産の値上り益は生むものの、当期利益については、ゼロないしほんのわずかなものしか生まないように運用される場合に発生する。さらに、親が当該20年間生存し続ければ、[委託者が受益権を実質的に終身留保するような信託の場合には、当該受益権については総遺産に含まれると規定する]2036条《終身財産権留保付の移転》(Transfers with retained life estate)によっても当該信託財産は、[有期信託であることから]親の総遺産に引き戻されることもない。その結果、当初の移転の際の多額の財産に加えて、それ以降の全ての値上がり益が移転税なしに子へ引き継がれることになる」とされる。そのため、このような場合について、同評価規定では、贈与税の課税目的においては、親が留保する当初受益権については、後述のQFP以外は無価値とみなされ、それによって贈与税の課税対象となる子に与える残余権の価値がその分だけ引き上げられることになる。前掲注5、McNultyほかの同書306~307頁参照。つまり、上記のような場合には、実質的に全ての信託受益権を一括して生前贈与したものとして取り扱われるわけである。

- (7) 例えば、そのような規制が必要な場合として「一般的な例としては、同族法人の持分の各所有者が当該権利を部外者へ売却する前にまず他の所有者に対して譲渡を申し出なければならないこととする持株売買契約 (buy-sell agreement) がある。なお、当該契約では、所有者が死亡した場合には、特定の価格で被相続人の持分を当該企業が購入できるとする強制可能な権利を規定する場合もある。このような持株売買契約については、真に事業目的のもの (例えば、同族所有や同族支配を保持するため、秩序ある継承に備えるため、及び、財産評価に関する論争を回避するため) もある一方で、他方、租税回避目的にも用いられ得る。裁判所は、被相続人の持分の価値は、仮に強制可能である合意に指定された算式価格によって遺産財団が当該持分を売り渡さざるを得ず、しかも、被相続人が生存中により高い価格で当該株式を売却できていなかった場合には、遺産税目的では、当該算式価格に制限されると判示している。[さらに] May 対 McGowan 事件 (194 F.2d 396 (2d Cir. 1952)) では、たとえ算式価格がゼロとなったとしても、持株売買契約によって指定された当該算式価格が、遺産税の課税目的においては、被相続人の持分の価値の上限となると判示された。そのため、当該被相続人の持分は、その息子に遺産税なしに引き継がれることになった」と紹介されている。そのため、このような場合については、一定の適用除外要件はあるものの、原則として、移転税の課税目的においては、「当該財産の公正市場価額 (そのような選択権、合意又は権利を無視した場合のもの) に満たない価格によって当該財産を取得又は使用するためのいかなる選択権、合意又はその他の権利について、さらにまた、そのような財産を売却又は使用する権利に関するいかなる制約についても、無視して当該財産価値が決定されなければ

及び④同族法人に係る権利の失効を財産の移転とみなすこと<sup>(8)</sup>及び解散請求権の制約を評価上無視すること<sup>(9)</sup>に関する規定(同2704条《特定の権利及び制限の消滅の取扱い》)として規定されている。

#### (4) 遺産凍結取引規制の変遷

しかるに、上記(2)の遺産凍結取引の三つの典型例は、上記(3)の①又は②の特別な評価方法の適用対象になるものであるが、それらが基盤としている基本的な考え方は、当初1987年に内国歳入法2036条《維持された生涯財産権が伴う移転》(c)項として導入されたものとは異なっている。

---

ならない」とされている。前掲注5、McNultyほかの同書308～310頁参照。ちなみに、我が国の場合には、例えば、そのような算式価格に基づいて株式が取引された場合には、低廉譲渡に係るみなし贈与課税規定(相法7)の適用が検討されることになろう。

- (8) 例えば、同族法人における権利の喪失が財産の移転とみなされる場合としては、「親がX法人の優先株を所有し、当該親の生存中は、当該優先株には総議決権の50%が付与されている。ただし、当該法人の定款により、当該親の死亡後には当該優先株は無議決権株式となる。このとき、残りの議決権が付与されている普通株式が(当該親の子である)息子及び娘によって[100%]所有されている場合には、当該親の死亡に伴う議決権の消滅は、当該親及びその家族がX法人を当該失効の直前及び直後において支配していることから、2704条(b)項「議決権又は解散請求権の失効」が規定する失効に該当し、贈与税の対象となる議決権の移転があったものとされる。他方、仮に当該息子及び娘が普通株式の40%を所有し、残りは無関係の者によって所有されている場合には、当該家族がX法人をもはや支配しなくなるため、当該親の議決権の失効は、同項の適用対象とはならない」とされる。Boris I. Bittker, Lawrence Lokken『Federal Taxation of Income, Estates and Gifts Second Edition』Volume 5 (Warren, Gorham & Lamont・1993) 136-38頁参照。ちなみに、我が国では、このような場合には、包括的なみなし贈与規定である相続税法9条の「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当するか否かが検討されることになろう。
- (9) 例えば、解散請求権の制約が評価上の減額要因として無視される場合としては、「親がX法人の優先株を所有し、その娘が普通株を所有しているときに、優先株には議決権がないものの、8年後以降には、いつでも解散できる権利があるとする。仮に当該親が当該優先株をその息子に4年目進行中に贈与した場合には、当該株式の贈与税上の価値は、当該優先株の所有者が[当該期間制限に関わらず]即時に法人の解散を求められるものとみなして決定される。つまり、解散請求権の行使がまだできないことは、2704条(b)項に基づき無視される。なぜなら、当該親及びその家族がX法人を当該贈与の直前まで支配しており、解散請求権の期間制限が結局は失効してしまうためである」とされる。同書136-43頁参照。ちなみに、我が国の場合には、上記のような場合を想定した評価通達がないため、個別評価の対象とされることになるものと考えられるが、租税公平主義に基づき適正かつ公平に取り扱うためには、米国と同様な立法的手当てが望ましいであろう。

当初導入された規定は、いわゆる「未完了贈与方式」(incomplete gift approach)といわれるもので、租税回避を直接的に封じ込めるため、たとえ移転者と被移転者の権益が当該移転によって私法上区別されるものであったとしても、連邦遺産税課税上は、凍結されることになる当該値上り益についても課税対象とするため、当該移転については未完了のものであるとみなして、当該権益を相続発生時の移転者の総遺産に含めることとされた。つまり、連邦遺産税課税上は、当初移転の効果の発生を移転者の相続開始まで繰り延べることとされたわけである。

しかし、かかる取扱いについては、当初移転時に連邦贈与税の対象とされることや凍結された権益についても所有権が実質的に維持されているとみなされることなどについて批判があった。そのため、1990年改正において1987年改正が遡及的に廃止され、新たに上記の各特別評価規定が整備されたわけである。すなわち、1990年改正では、1987年改正規定のように凍結される値上り益をも連邦遺産税に取り込むようなことまではせず、移転時において被移転者に対してたとえ部分的な移転が行われたとしても、連邦贈与税課税上は、むしろ包括的な移転が行われたものとみなすことにより、一括して生前贈与が行われた場合との整合性が図られたといえよう。なお、改正法上は、仮に部分的な移転に対して被移転者からの対価の支払がたとえあったとしても、それは、評価額の控除額としてのみ取り扱われることとなる。

#### (5) 現行遺産凍結規制の効果

したがって、上記(4)の規制の効果について上記(2)の優先株式を用いた遺産凍結の例でいえば、移転される普通株式を評価する際には、全株式の評価額から維持される優先株式に係る評価額が控除されることになるが、その際、一定の適格固定支払(Qualified Fix Payment(QFP))に該当する固定配当相当額のみが控除されることから、それ以外の全ての企業価値が移転される普通株式の評価額とされることになる。つまり、限定的なQFPに係る評価額を除き、実質的にほとんどの企業価値が一括して生前贈与されたものとみなされるわけである。

また、上記（２）の GRIT については、現在では、親族等に適用したい場合には、年金等の QFP（当初信託財産（公正市場価額ベース）の一定比率相当額として定められる）を委託者に対する給付とする委託者年金維持信託（Grantor Retained Annuity Trust（GRAT））や運用益なども含めた全信託財産（公正市場価額ベース）の一定比率相当額が給付として行われる委託者単一式維持信託（Grantor Retained Unitrust（GRUT））のような納税者にとって依然として有利な信託方式が用いられるようである<sup>(10)</sup>。そして、それらの一定比率については、財務省規則（同規則25-2702-3条《適格利率》）で規定されているものである必要があり、仮に実績として当該一定比率相当額が給付されない場合や委託者が受益中に死亡した場合には、当該信託は終了して、当該信託財産については委託者の総遺産に含まれることになる<sup>(11)</sup>。つまり、この取扱いにより、信託を用いた遺産凍結取引においても、信託財産が不当に留保されることなく、その公正市場価額（時価）に応じた一定の収益が所得税の課税対象になるわけである。

さらに、上記（２）の共同購入を用いた遺産凍結の例では、そのような取引に係る権益については、信託におけるものと同様に取り扱うことされており、具体的には、維持される受益権についてはゼロ評価され、したがって、残余権の評価額については、当該共同購入資産の全ての評価額と等しくなることになる。つまり、実質的に共同購入した資産の全てが残余

---

(10) Legal Information Institute 「grantor-retained income trust」（令和４年11月17日現在）[https://www.law.cornell.edu/wex/grantor-retained\\_income\\_trust](https://www.law.cornell.edu/wex/grantor-retained_income_trust) 参照。

(11) Legal Information Institute 「grantor-retained annuity trust」（令和４年11月17日現在）[https://www.law.cornell.edu/wex/grantor-retained\\_annuity\\_trust](https://www.law.cornell.edu/wex/grantor-retained_annuity_trust) 及び同「grantor-retained unitrust」（令和４年11月17日現在）[https://www.law.cornell.edu/wex/grantor-retained\\_unitrust](https://www.law.cornell.edu/wex/grantor-retained_unitrust) 参照。なお、同規則では、具体的な収益率等が定められているわけではなく、当該比率が一定であると認定され得る条件などが定められている。これは、当該比率をより低く設定すれば、信託設定当初において連邦贈与税の課税対象金額がより多くなり、他方、より高く設定すれば、十分な給付ができないため信託財産が総遺産に含まれることになる危険性がより高くなるため、自ずから妥当な比率が設定されるためであろう。



権者に一括贈与されたものとみなされるわけである<sup>(12)</sup>。

## 2 出典等

本稿は、関係者の今後の参考となるべく、遺産凍結対策として一旦1987年に内国歳入法2036条(c)項として総遺産額の計算規定として挿入された、いわゆる「未完了贈与方式」による遺産凍結対策規定を1990年に遡及的に廃止して、新たに上記1の各財産評価規定として整備するための改正案について、米国議会合同租税委員会に所属する職員によって作成された当該委員会等説明用の解説資料の仮訳を行ったものである。

上記仮訳の原資料は、1990年4月20日付の「連邦移転税への遺産凍結の影響」(Federal Transfer Tax Consequences of Estate Freeze)と題するもの(以下「本報告書」という。)で、当該URLは、「<https://www.jct.gov/CMSPages/GetFile.aspx?guid=217b42bc-b70a-4990-865f-4eeaa4fe08ef>」である。また、本報告書で参照している検討用の改正案については、本報告書に記載されている1990年4月24日に開催された公聴会の議事録(『遺産評価凍結に係る「討議用改正案」』)と題するものであり、URL「<https://books.google.co.jp/books?id=quUWAAAIAAJ&printsec=frontcover&hl=ja>」で参照することができる。

おって、本件仮訳に際して、現資料記載の脚注情報については、訳出自体の必要性は比較的乏しいと考えられたため割愛した。その代わりに、原資料における脚注番号を例えば「<sup>(41\*)</sup>」のように訳文中に表示することとし、合わせて、原資料の頁番号についても頁の区切りの位置に例えば「/\*17\*/」のように訳文中に表示したので、必要に応じて原資料を参照されたい。

---

(12) なお、遺産凍結手段であった権益分割購入方式(split interest purchase)が実質的に贈与税の課税対象となったことから、当該購入方式の利用が激減した(severely curtailed)とされている。The Retirement Group「Split Interest Purchase: Estate Freeze Techniques」(2021年)(令和4年11月15日現在)<https://www.theretirementgroup.com/blog/split-interest-purchase-estate-freeze-techniques> 参照。

### 3 本報告書の構成

本報告書は、次の七つの章と付録で構成されている。

- I 概要
- II 移転税制の概観
- III 1987年前における移転税に係る遺産凍結の影響
- IV 遺産凍結によって生じる移転税上の懸念
- V 現行法： 内国歳入法2036条（c）項
- VI 2036条（c）項に係る一般的な批判
- VII 1990年3月22日に公表された検討用改正案の解説
- 付録 連邦遺産税及び贈与税に関する資料

上記各章の見出しによってそれらのおおよその内容は、十分に把握できるものと思われるが、当該構成からも、上記2でも触れたように、1987年に新設された先行規定に対する種々の批判を受けて、本報告書で解説されている1990年の改正が企図されたという事情が分かるであろう。

### 4 結びに

投資用マンションに対する財産評価基本通達6項に基づく個別評価の当否が争点となった事件に係る最高裁判決（最判令和4年4月19日）に伴い、同通達に係る租税公平主義に基づく個別評価の必要性和租税法律主義の目指すべき予見可能性及び法的安定性との調整は、我が国における財産評価制度にとって焦眉の課題となったといえよう。そして、それと共に同事件で行われたような世代跳躍的な財産の移転についても、争点にはならなかったとはいえ、併せて検討すべき時期に来ているものと思われる。

今後我が国でそのような世代的公平性の確保に関する諸課題について検討する上で、本報告書の対象となった遺産凍結取引や1976年に導入された

世代跳躍移転税 (Generation-Skipping Transfer Tax) の対象取引などについて、既に積極的に対策が講じられている米国税制の考え方を参考にすることには十分に価値があるものと思われる。確かに、米国における移転税制については我が国のそれと基本的な骨組み自体が異なるわけではあるが、世代的公平性を毀損しかねない取引の抑止に対する社会的要請自体は、我が国でも同質かつ同等なものといえるのではなからうか。

以上のような観点から本稿が関係者にとって何らかの有益な参考資料になったとしたら、筆者にとって頗る幸いである。

【訳文】

《凡例》

/\*99\*/…原文の頁番号等

(\*99\*) …原文の脚注番号

/\* 表紙 \*/

# 連邦移転税への遺産凍結取引の影響

下院歳入委員会で1990年4月24日に公聴会を開催予定

合同租税委員会の職員が作成

1990年4月20日

JCS-13-90

/\* III \*/

## 目 次

はじめに	66 (1)
I 概要	66 (2)
II 移転税制度の概要	68 (4)
A 税率及び税額控除	68 (4)
B 課税対象となる移転	69 (4)
1 贈与税	69 (4)
2 遺産税	70 (5)
C 認められる控除	71 (6)
D 資産の評価	72 (6)
E 中小企業の取扱い	72 (7)
F 除斥期間	73 (7)
III 1987年前における移転税に係る遺産凍結の影響	74 (9)

A	遺産凍結の概要	74 (9)
B	遺産凍結取引及びそれらの課税面への影響の例	75 (10)
1	法人及びパートナーシップにおける優先的権益	75 (10)
2	譲与者所得維持信託 (Grantor Retained Income Trust)	78 (12)
3	オプション及び持株買取り取決め	79 (13)
4	残余権の売却及び財産に係る権益の共同購入	82 (15)
5	割賦販売及び私的年金	83 (16)
IV	遺産凍結によって生じる移転税上の懸念事項	83 (17)
A	当初の移転における過少評価	84 (17)
B	その後の移転	86 (18)
C	偽装された遺贈	87 (19)
V	現行法： 内国歳入法2036条 (c) 項	88 (20)
A	2036条 (c) 項の全般的解説	88 (20)
B	特定の遺産凍結取引に係る2036条 (c) 項の効果	89 (21)
1	法人及びパートナーシップに係る優先的権益	89 (21)
2	譲与者所得維持信託	91 (22)
/* IV */		
3	オプション及び持株買取り取決め	91 (22)
4	残余権の売却及び財産に係る権益の共同購入	92 (23)
5	割賦販売及び私的年金	92 (23)
VI	2036条 (c) 項に係る一般的な批判	92 (24)
A	未完了贈与方式の利点	92 (24)
B	2036条 (c) 項の適用範囲	93 (24)
C	中小企業への影響	94 (25)
VII	1990年3月22日に公表された検討用改正案の解説	95 (26)
A	検討用改正案の一般的解説	95 (26)
B	特定の遺産凍結取引に対するタキ台の効果	97 (27)
1	法人及びパートナーシップの優先的権益	97 (27)
2	譲与者所得維持信託	99 (29)
3	オプション及び持株買取り取決め	100 (29)
4	残余権の売却及び資産に係る権益の共同購入	100 (29)
5	割賦販売及び私的年金	101 (30)
付録：	連邦遺産税及び贈与税に関する資料	101 (31)

(注) 括弧内は、原資料における頁番号

/\*01\*/

## はじめに

下院歳入委員会は、1990年4月24日に遺産凍結に関連する歳入法2036条(c)項について公聴会を予定している。

1990年3月22日付の下院歳入委員会の報道発表において、ロステンコウスキー委員長は、当該公聴会について発表するとともに、遺産凍結に関連する議論のための法案（以下「タタキ台」という。）の公表についても発表した。これまでも、1989年1月3日にはアーチャー氏が2036条(c)項を廃止するための第60号法案(H.R.60)を提案している。[さらに、]同様な法案がボレン、ダシュレ、ヘフリン及びシムス各上院議員から第101回議会中に提案されている<sup>(\*)</sup>。[そして、]1989年10月3日には上院財政委員会は、(上院予算委員会によって第1750号法案(S.1750)として提出された)上院予算調整法案の一部として、2036条(c)項を廃止していたかもしれない規定を承認している。[ただし、]当該規定は、上院の議場修正案として当該法案から削除された。

本資料<sup>(\*\*)</sup>は、上記公聴会に関連して合同租税委員会のスタッフによって準備されたものであるが、連邦移転税の遺産凍結による影響に関する議論、以前及び現在の税法における[関連]規定の記述、2036条(c)項に関連する問題点に関する議論、そして、タタキ台の規定に係る説明について提供するものである。[なお、]連邦遺産税及び贈与税の徴税に関するデータを付録としている。

/\*02\*/

## I 概要

### 遺産凍結取引 (*Estate freeze transactions*)

遺産凍結は、遺産税対策(estate planning)の一手法であり、年寄り世代によって所有される資産の移転税上の価額をその時の現在価値(then current value)に制限する効果を有している。たまたま関係者間の実際

の事業関係を反映することもあるが、当該遺産凍結取引は、多くの場合、当該資産の価値の上昇分を若い世代に連邦遺産税及び贈与税の課税抜きで移転するにも関わらず、当該資産に係る所得ないし管理〔権限〕の全部又は相当な部分について〔当該年寄り世代が〕維持することを目的としている。当該維持される権利の価値については、一つないし複数の裁量的権利の維持を通じて、「気乗りしている買い手と乗り気の売り手」〔の間での取引価格による〕とされる現行法上の評価基準により、当該所有者が維持する権益の価値を最大化するように行使されるものと想定されて、増加することになる。

一般的な形態の一つである「優先株凍結 (preferred stock freeze)」においては、法人のオーナーが当該法人を2種類の株式を保有するように再編する：〔すなわち、〕(1)当該法人のほぼ全ての価値に相当するとされる優先株式；そして、(2)価値が乏しいとされる普通株式である。そして、当該オーナーは、当該普通株式をより若い世代に移転するものの、当該優先株については維持することとする。合わせて、当該オーナーは、当該優先株式の額面金額による払戻しを請求する裁量的権利を維持して、それによって、維持される当該優先株の価値を当該優先株に支払われるべき妥当な配当額には無関係に増加させ（そして、移転された当該普通株式についてはその価値を減少させ）る。

### **歳入法2036条 (c) 項**

〔現行の〕2036条 (c) 項は、遺産凍結取引を本質的には遺贈であるとみなし、したがって、連邦遺産税の目的では、当該移転された権益の価格を贈与者の総遺産に含めることとしている。併せて、この取扱いは、凍結取引において維持される権益、特に、裁量的権利について、適正に評価しなければならないという圧力を緩めてしまっている。

2036条 (c) 項は、資産に係る権益が移転される場合で、当該資産に係る所得ないし投票権を維持している間に当該権益の価値が上昇しがちなときに適用されることになる。そのため、同項は、未完了贈与方式を採用しており、当該取引に係る最終的な移転税の結果は未確定のままとなる。

[そのため] 2036条(c)項は、不明確であり、広すぎると批判されてきた。さらに、2036条(c)項の反対者は、閉鎖的企業については、他の資産形態よりも、より低い連邦移転税が課税されるべきであると主張している。

### 1990年3月22日タタキ台

当該タタキ台では、遺産凍結取引が本来的に遺贈であるという性格付けを採用していない。そのかわり、タタキ台では、/\*03\*/法人、組合及び信託の関連者間で維持され、そして、移転される権益の価値について、より正確に判定するためのルールを提供するように心掛けた。このことについては、一般に、タタキ台では、全ての主張されるキャッシュ・フローについては、当該維持される手段において規定されているように支払われるものと仮定し、他方、当該維持される手段に関連して保有される裁量的価値については、無価値であるとみなすことによって行われている。

/\*04\*/

## II 移転税制度の概要

### A 税率及び税額控除

#### 遺産税及び贈与税

一般に、生存中の贈与による移転には贈与税が課税され、そして、死亡時における課税対象遺産に対して遺産税が課税される。連邦遺産税及び贈与税は、統合されており、単一の累進税率表が個人による累積的な移転に対して適用されることになる。遺産及び贈与に対する限界税率は、課税対象移転の最初の1万ドルについて18%で始まり、3百万ドルを超える課税対象移転に対して55%に達する。[ただし、] 1993年以降については、最高税率が50%に引き下げられる予定である [結局、2002年まで引下げは行われなかった]。

遺産税及び贈与税の税額は、一般に累積的な課税対象移転に対して統一税率表を適用し、その後でそれまでの期間における課税額を控除することによって算定される。当該税額は、まず、何らの控除額なしに計算され、その後で、他の税額控除を適用する前に、統一的な税額控除を控除するこ



とにより課税される遺産税ないし贈与税の税額が算定されることになる。合衆国市民及び居住非市民については、192,800ドルの当該統一税額控除が認められるが、それは、実質的に最初の60万ドルの移転を非課税とすることになる。夫婦の場合には、統一税額控除により、最初の120万ドルの移転を非課税とすることもできる。[なお、1987年分から1997年分については、] 1千万ドルを超える場合には、累進的な課税区分 (brackets) と統一税額控除の効果を徐々に縮減することとされており、1993年より前に死亡した被相続人については、最高の限界税率は、60%となる。

### 世代跳躍移転税

移転者の2世代以上下の者に対する一定の移転については、世代跳躍移転税が課税される。世代跳躍移転税では、遺産税及び贈与税の最高税率に等しい比例税率が用いられている。[また、] 各移転者には、百万ドルの非課税枠が認められている。

## B 課税対象となる移転

### 1 贈与税

贈与税は、贈与による資産のいかなる移転に対しても課税され、直接的に行われるか間接的に行われるかを問わず、また、信託を用いて行われるか否かも問わない。[さらに、] 移転には、資産が他者に引き渡されるか、あるいは、与えられる全ての取引が含まれ、それを成し遂げる上で採用された手段や方法を問わない。

ディックマン対内国歳入庁長官事件<sup>(03)</sup>では、連邦最高裁は、無利子ないし市場金利未満のコールローンが連邦贈与税上の移転となることを判示した。その結論に至る際に、/\*05\*/ 同裁判所は、金銭を利用する権利は価値のある権利であり、時間が経過しても返済を求めないことは、財産を移転することとなる点について強調している<sup>(04)</sup>。ディックマン事件に係る最高裁判決の後、議会は、7872条を制定して、市場金利未満の利率での一定のローンについて、(1)当該借入人が当該貸付人に対して金利を支払ったものとみなすとともに、(2)当該貸付人は、当該借入人に暦年贈与を行ったものとみなすこととした。

各受贈者に対する現在権 (present interests) の贈与は、1 暦年中において最初の 1 万ドルまでは連邦贈与税の課税対象外とされる [暦年除外]。夫婦は、実際には片方の配偶者が行った贈与についても、各配偶者が半分ずつ贈与したものとみなすことを選択することができる。この贈与分割規定の正味の効果は、当該配偶者が利用可能な贈与税の適用除外や税額控除を当該贈与者に利用可能にすることにある。したがって、贈与者ではない配偶者が当該贈与の分割に同意した場合には、最初の 2 万ドルの現在権の贈与が除外されることになる。[なお、] 法人に対する贈与は、その株主等に対する贈与とみなされるが、一般に将来権 (future interest) の贈与であり、暦年控除の適用対象とはならない<sup>(\*)05)</sup>。

連邦贈与税は、通常、実際に当該受贈者に引き渡された資産の税抜き<sup>(\*)06)</sup>の価額に対してのみ課税される。このことは、「税抜き (tax-exclusive)」基準として知られている。

## 2 遺産税

遺産税は、被相続人の「総遺産」に含まれる全ての資産に対し、認められる控除を差し引いて課税される。総遺産には、通常、死亡時に被相続人が権益を有していた全ての資産の価額が含まれる (内国歳入法2031条)。さらに、特定の状況下では、死亡時に当該被相続人によって所有されていない特定の財産の価値も含まれる。これらには、一般に、十分かつ完全とまではいえない対価での移転が含まれる。すなわち、(1)当該被相続人がその生涯にわたり当該資産を自己のために享受すること (beneficial enjoyment) (同2036条) や以前に行った生前贈与について、変更、修正、撤回、ないし、終結する権限 (同2038条) を維持している場合、(2)その権益が死亡前3年以内に取得されていた資産 (同2035条) の場合、(3)当該資産については当該被相続人の生前に移転されているものの、当該移転の効力が当該被相続人の死亡によって生じることとされている (同2037条) ような場合、そして、(4)特定の年金受給権 (同2039条) の場合である。さらに、総遺産には、当該被相続人の一般指名権の対象とされていた資産の価額も含まれる (同2041条)。最後に、総遺産には、当該被相続人の遺産執

行者によって受け取られるか、又は、当該被相続人が当該生命保険契約について死亡時に所有者としての付随的権利〔保険金受取人変更や解約の権利など〕を有していた場合には、当該被相続人に係る生命保険金も含まれる(同2042条)。

遺産のうち連邦遺産税の支払に当てられる部分については、総遺産からの控除は行われぬ。このことは、「税込み (tax-inclusive)」基準として知られている。<sup>/\*06\*/</sup>したがって、遺産税と贈与税は異なった基準で計算されるわけである<sup>(<sup>\*07</sup>)</sup>。

## C 認められる控除

### 婚姻控除

一般に、配偶者間で行われる資産の引渡しについては、贈与税及び遺産税両税について、無制限に控除が認められており、当該資産は、受け取った配偶者の総遺産に含められることになる。

### 寄附控除

遺産税及び贈与税の金額を算定する上で、慈善等の特定の目的で組織化され、運営されている特定の組織、合衆国、各州又は地方行政庁、そして、特定の退役軍人組織へ移転された一定の金額については、控除が認められる。当該慈善的移転が贈与者又は被相続人の権益の全てではない部分的な資産に係る権益(例えば、定期的又は残余的権益など)の移転の場合には、控除の対象とするためには、当該贈与は、特定の規定された形式によらなければならない。通常、慈善的控除は、期間的権益 (term interest) について認められるが、その際、当該権益は、保証付きの年金又は1年ごとに確定される当該資産の公正市場価額の固定比率相当額による毎年の分配の形式でなければならない。〔また、〕慈善的控除は、通常、信託による信託財産に係る残余権 (remainder interest) の移転について認められるが、その際、当該信託は、合同収益基金 (pooled income fund)、年金式公益残余権信託 (charitable remainder annuity trust) 又は単一式公益残余権信託 (charitable remainder unitrust) でなければならない。

### 費用、負債、租税及び損失

寄附控除及び婚姻控除に加え、特定の遺産管理費用、特定の当該被相続人に係る負債、そして、特定の租税について遺産税控除が認められている（同2053条）。また、当該被相続人の遺産が被った災害損失についても控除が認められている（同2054条）。

### D 資産の評価

贈与によって移転された資産や被相続人の総遺産に含まれる資産の価格は、通常、当該贈与時ないし死亡時のその公正市場価額とされる。公正市場価額は、当該資産が気乗りする買い手と乗り気の売り手との間で取引される価格であって、いずれの者も売買を何ら強制されることなく、双方が関連する事実について妥当な知識を有している場合のものとされている（財務省規則20.2031-1条（b）項）。この基準は、仮想的な売り手及び買い手にとっての当該資産の価額を目指すものであって、当該取引の実際の当事者にとっての価額を目指すものではない<sup>(98\*)</sup>。

したがって、裁判所は、資産評価の際には、共有者の間での親族的関係を考慮することを排斥している。例えば、法人の株式について、たとえ[ある者の]関係者が基礎となる株式の大部分ないし全てを所有していた場合でも、[当該者が]少数株主であることを反映して割り引くことを認めている<sup>(99\*)</sup> [ブライツ遺産財団対合衆国事件、658 F.2d 999 (5th Cir. 1981)]。同様に、裁判所は、たとえ、/\*07\*/親族について利益面の制約がある場合であっても、当該制約の効果を反映することを排斥している<sup>(10\*)</sup>。

### E 中小企業の取扱い

#### 現在用途による評価

一定の要件を満たした場合には、現行法は、家族的農場や閉鎖的企業で利用されている不動産については、その完全な公正市場価額ではなく、むしろその現在用途による価額によって被相続人の総遺産に含めることを認めている。ただし、75万ドルを超えて当該総遺産を削減することはできない（同2032A条）。

## 遺産税の分納

通常、遺産税は、被相続人の死亡後9カ月以内に納税しなければならない。しかし、一定の要件が満たされた場合で、しかも、遺言執行人がそのように選択したときには、閉鎖的企業に係る特定の権益に対応する遺産税の納税〔期限〕について延長して、14年間にわたる分納が可能となる（当初4年間は利子税のみであり、その後、2年ないし10年で元利を納税）（同6166条）。〔その際、〕閉鎖的企業の権益の価額に係る最初の百万ドルに対応する分納税額については、4%の特別利率が適用される（同6601条（j）項）。これ以上の税額については、滞納税額に課される通常利率による利子税が発生する（同6601条（a）項）。当該分納規定の適用対象とするためには、閉鎖的企業の権益の価額（事業上の負債を除いたもの）が当該被相続人の調整後の総遺産の価額の最低でも35%を構成しなければならない。〔なお、〕利子税については、遺産税又は所得税のいずれかの算定において控除可能とされている（同642条）。

## 遺産税のその他の延納

遺産税が当該分納規定の適用対象とならない場合であっても、通常の遺産税の延納によって納税期間を延長することが可能である。合理的な理由を提示することによって10年間までの延納が認められる（同6161条）。〔ただし、〕この延長は、1回に最長1年間が認められ、（当該合理的な理由が継続して存在する限り）1年毎に更新可能である。〔例えば、〕通常の適用利率よりも高い金利で借入れをしなければ、当該遺産財団にとって、そうではない場合に納期限となる税を納税するために十分な資金がないようなときに合理的な理由があるものとされ得る（財務省規則20.6161-1条（a）(1)項の設例(4)）<sup>(117)</sup>。

## F 除斥期間

一般に、どのような遺産税ないし贈与税も当該申告後3年以内に調査されなければならない。遺産税ないし贈与税の徴収に係る訴訟は、当該3年の期間内に調査が行われない限り、提起することはできない。仮に無申告である場合には、当該税について、/\*08\*/調査対象とされるかもしれ

ないし、いかなる時でも徴収するための訴訟が調査なしで提起され得る。[ただし、] 遺産税ないし贈与税が申告された場合でも、申告されなかった項目の金額が申告された項目の金額の25%を超えるときには、当該税について申告後6年間は、調査対象とされ得るし、徴収するための訴訟も提起され得る。

/\*09\*/

### Ⅲ 1987年前における移転税に係る遺産凍結の影響

#### A 遺産凍結の概要

「遺産凍結」は、年寄り世代によって保有されている資産の価額をその現在価値に制約するとともに、当該資産の何らかの価額の上昇分をより若い世代に引き継ぐ効果のある手法である。通常、当該年寄り世代は、当該資産からの所得や当該資産に対する管理権を維持する。

[そのような] 凍結を有効にするために、年寄り世代は、当該資産に係る価額が上昇し易い権益を移転し、一方で当該資産に係る価額がより上昇しにくい権益を維持することとする。当該移転された権益の価額が増加し、一方で維持された権益の価額が比較的に一定のままであるため、当該年寄り世代は、その遺産に含まれる当該資産の価額を「凍結」したことになる。[つまり、将来の価額の上昇分は、移転税の対象にならないわけである。]

一般的な形態の一つである優先株利用凍結 (the preferred stock freeze) では、法人に係る優先株と普通株の所有者が当該普通株について他の者に移転する。[そうすると、] 一般に普通株式は優先株式よりも価額が上昇するため、当該移転者は、当該法人におけるその持分の価額を「凍結」することになる。[そして、当該持分に係る] 将来の価額の上昇分は、移転税の対象とはならなくなる。

遺産凍結は、ほとんど全ての種類の資産について実現することができる、すなわち、活動中の事業に係る権益、上場株式、不動産、そして、美術品などである<sup>(12)</sup>。年寄り世代は、凍結取引において種々の権利を維持

することができる。維持される権利としては、例えば、議決権、資産からの収入を受け取る権利、資産を管理し使用する権利などである。維持される権利には、ときどき「資本コール (capital call)」権といわれるような固定又は変動する金額に対する権利も含まれる。[なお、この] 資本コール権には、(1)当該凍結された権益に係る清算優先権に等しい価額によって凍結された権益を「売付け (put)」する権利、(2)事業主体を清算して資産を受け取る権利、あるいは、(3)価額が上昇しない維持された権益を価額が上昇する権益に転換する権利が含まれる。

遺産凍結において維持される権利は、特に[被相続人の] 死亡に際して、消滅ないし終結するように仕組まれる場合がある。維持される権利には、しばしば支払に係る金額、時期、あるいは、事実[関係]に関する裁量権が含まれる。

/\*10\*/

## B 遺産凍結取引及びそれらの課税面への影響の例

### 1 法人及びパートナーシップにおける優先的権益

#### 解説

凍結の一般的な形態は、法人ないしパートナーシップの優先的権益に依存している。これには、既存の事業主体に係る資本再編成<sup>(14)</sup> ないし新規事業主体の創設<sup>(15)</sup> が含まれる。[そして、] 当該優先的権益は、より若い世代への権益の移転に前後して創出されることになる。

当該優先的権益によって、所得ないし経営に係る優先的権利を享受することができる。[また、] それは、清算、転換又は償還する権利も帯びる場合がある。当該優先的権益は、負債ないし持分で構成される<sup>(16)</sup> とともに、普通法人 (C corporation) と同様に中小法人 (S corporation) も対象とする場合がある<sup>(17)</sup>。

法人を用いた凍結の場合には、当該優先的権益は、通常、非累積的配当[優先配当の未払い分が累積されない配当]を定めている。[一方、] パートナーシップを用いた凍結の場合には、当該優先的権益は、しばしば定額(被保証支払)であるか、あるいは、利益に対する漸減する比率相当額として、

しばしばキャッシュ・フロー次第で分配されるように、規定される<sup>(18)</sup>。

### 贈与税への影響

法人又はパートナーシップの残余持分の移転は、完全かつ十分とはいえない対価による場合には、贈与とされる。当該権益の公正市場価額は、気乗りしている買い手がそれに対して支払うであろう価格である。通常、この価格は、パートナーシップ又は法人の全体としての価額から当該優先的権益の価額を控除することによって算定される。優先株式の価額は、比較可能であるような、多くの場合上場されている株式を参照して、しばしば算定される。内国歳入庁の立場は、一般的に優先株式の価額を算定するための最も重要な要素については、その利益率、配当率及びその清算優先権の保証〔の程度〕であるというものである<sup>(19)</sup>。議決、償還、清算及び転換に係る権利も当該優先的権益の価額に追加され得る。〔そして、〕これらの権利は、気乗りしている買い手と乗り気の売り手という基準に基づいて評価され、当該権利を現実には有している当事者が、それらを実際にどのように行使するかとは無関係とされる。

近頃判決されたスナイダー対内国歳入庁長官事件<sup>(20)</sup>では、気乗りしている買い手と乗り気の売り手という基準の適用方法について例示されている。本件では、当該納税者は、成長期にある法人の2,592,000ドルの価値のある公開株式を新設された持ち株会社に対して、当該持ち株会社に係る2,591株の優先株式及び1,000株の普通株式と交換に移転した。/\*11\*/ 当該優先株式は、1株当たり千ドルの額面価額を有していたが、当該普通株式の株主の選択により買い取り請求が可能であり、事実上、額面金額で当該会社に売り付ける〔つまり、優先株のみで2,591,000ドル回収する〕ことが可能であった。

当該納税者は、1,000株の普通株式を彼女の孫の利益となるように信託に移転し、その際、当該普通株式を千ドル（つまり、1株当たり1ドル）と評価した。連邦租税裁判所は、当該納税者については、予測できないような、かつ、異常であるような財務上の必要性はなかったため、当該納税者が当該売付けオプションを行使することは想定できなかったと認めながらも、当該普通株式の価額が千ドルであることを支持した。なぜなら、気乗りの買い手は、



当該オプションが行使されないという何らかの保証がある場合にのみ、より多くを支払うことになるためであるとされた。[しかるに、] 当該移転の5年以内に、市場取引される株式の価額が5,340,000ドルに増加したとする。[そして、] その時点で当該普通株式の株主が優先株式についてコールを選択したとすれば、当該返還後の持ち株会社の価額は、2,748,000ドル（すなわち、5,340,000ドル引く2,592,000ドル [ママ]）になってしまうことになる。

普通株式の当初の移転の後、独立当事者間におけるように権利行使が行われない場合には、ディックマン事件の下では、贈与を生じさせることになるかもしれない<sup>(21)</sup>。[なお、] ディックマン事件までは、宣言されていない配当に係る権利放棄は、事業目的では贈与を構成しないという判例があった<sup>(22)</sup>。[しかし、] ディックマン事件からは、内国歳入庁は、いくつかの個別文書回答 (private letter rulings) において、権利行使が行われなかったことが贈与を生じさせ得るとしてきている<sup>(23)</sup>。[ただし、] そのような状況においてディックマン事件と同様に贈与を生じさせ得るかについて疑問を呈する論者もいる<sup>(24)</sup>。

### 遺産税への影響

個人が移転された資産を享受することや当該資産から収入する権利を維持している場合には、そのような資産の総額が当該遺産に含まれる (同2035条 (a) 項)。さらに、寄附してしまったような法人の株式についても、議決する権利を被相続人が維持している場合には、その株式は、当該遺産に含まれることになる (2036条 (b) 項)。しかし、優先的権益を用いた遺産凍結においては、優先的権益と残余の権益は、異なった資産とみなされてきた。そして、そのため、被相続人がその子らに普通株式を贈与するものの、優先株式に係る議決権を維持する場合には、被相続人の総遺産には、法人の全価額は含まれないものとされてきた<sup>(25)</sup>。

IRS は、被相続人の死亡に伴って消滅する議決権の価額については、2031条 [総遺産の定義] の下で総遺産に含まれ得ると個別文書回答している<sup>(26)</sup>。しかしながら、ハリソン遺産財団対内国歳入庁長官事件<sup>(27)</sup>で

は、/\*12\*/ 裁判所は、その反対を判示した。当該事件では、父親が制限のあるパートナーシップの権益をその息子が受け取れるようにパートナーシップを設立したのち、当該父親は、制限のあるパートナーシップの権益と共に制限のない権益をも維持した。制限のないパートナーシップの権益と関連して保有されたことから、当該父親の制限のあるパートナーシップの権益は、59百万ドルの価値があるものとされた（制限のないパートナーシップの権益には、当該パートナーシップを清算する権利が付帯されていたためである）。[しかし、仮に] 制限のあるパートナーシップの権益のみであれば、33百万ドルの価値であった。当該父親は、両方の権益を所有しつつ亡くなったが、当該制限のないパートナーシップの権益はすぐさま当該息子に対して70万ドルで、死亡によって有効となる持株買取り取決め（buy-sell agreement）に従って売却された。[しかるに、] 連邦租税裁判所は、当該制限のあるパートナーシップの権益は、当該父親の総遺産に33百万ドルで含められるべきと判示した。したがって、財産のうち26百万ドルが贈与税ないし遺産税が課税されずに移転されたことになる。何人かの論者が当該租税裁判所に賛同したものの、消滅する権利を維持していたことが当該移転される権益の価額を減少させるにもかかわらず、当該総遺産に含まれない点について議論している<sup>(28\*)</sup>。

## 2 譲与者所得維持信託（Grantor Retained Income Trust）

### 解説

譲与者所得維持信託（「GRIT」）は、撤回不能な信託で、当該委託者は資産又は金銭を移転する一方で定期不動産権の収入に係る権益を維持するものである<sup>(29\*)</sup>。[また、] この取引には、他の者に対して未確定な又は確定した残余権を移転する効果がある。さらに、当該委託者は、当該年限中に委託者が死亡した場合にのみ有効となるような、未確定の復帰権（reversion）あるいは権利帰属者指名権を維持する場合もある。

### 贈与税への影響

移転税課税上、当該信託に対する移転は、課税対象贈与とみなされる。当該贈与の価額は、当該全資産の価額から当該委託者によって維持される、

財産に係る権利の価額を控除したものである。当該委託者によって維持される権利については、財務省の〔定める〕計表に従って評価されるが、当該計表は、基礎となる資産に係る収益率として、適用可能な連邦中期金利 (Federal midterm rate) (同7520条、財務省規則20.2512-5条 (f) 項) の120%に等しい値を仮定している。財務省の計表を用いることは、たとえ当該計表によって信託の現実の収益率が正確には予測できないような場合であっても認められる。例えば、1977年において、内国歳入庁は、先行する10年間に於いて平均3%の配当しか支払っていないような株式を信託元本としている信託の評価について年6%の利率による計表の適用について適切と判定している<sup>(\*)30)</sup>。当該個別通達によれば、「当該計表の厳密な適用からの乖離は、当該計表の使用が〔計表を用いるべき〕理由及び事実と反するような例外的な場合についても許容されるべきである。例えば、移転された資産が一切所得を生まないような場合や他の方法によって当該所得が厳密に確定可能である場合である」<sup>(\*)31)</sup>。

/\*13\*/

IRSは、所得の受益者が州法上の権利を行使せず、受託者をして所得を発生させる資産に投資をさせないことが残余権者に対する贈与となることを個別文書回答している<sup>(\*)32)</sup>。

### 遺産税への影響

信託期間中に委託者が死亡した場合には、当該信託財産は、委託者の総遺産に含まれることになり (2036条 (a) 項)、それまでに納税した贈与税については調整が行われる。当該被相続人が未確定の復帰権あるいは権利帰属者指名権を維持しているかどうかには関係なく、当該財産は、〔総遺産に〕含まれる。〔一方、〕信託期間後に委託者が死亡した場合には、委託者の総遺産に含まれる信託財産はない。

### 3 オプション及び持株買取り取決め

#### 解説

その他の一般的な凍結手段としては、年寄り世代の構成員がより若い世代の構成員に対して固定又は算式による価格で資産を購入するオプション

を付与することが行われる。そのようなオプションは、親族間での持株買取り取決めの一部である場合があり、その場合には、生き残った者（あるいは当該法人）が最初に死亡した者の遺産から株式を購入する権利を有することになる。オプションは、その行使価格が死亡時の資産の公正市場価値よりも低い場合には、当該行使価格で当該資産の価値を凍結することがある<sup>(33\*)</sup>。

### 贈与税への影響

拘束力があり実行可能な片務的オプションの移転は、当該オプションの公正市場価値が当該オプションと引き換えに受領された対価を超える部分に等しい額の贈与となる<sup>(34\*)</sup>。[ただし、] 当該オプションと引き換えに役務が受領されるような場合でも十分な対価が提供されたことにはなり得る<sup>(35\*)</sup>。双務的オプションを創設するための合意に係る贈与税への影響を検討した判例は乏しい。[しかし、] そのような合意において、当該オプションの価値（存続期間で調整したもの）が等しくない場合には、贈与が生じる可能性がある<sup>(36\*)</sup>。

### 遺産税への影響

資産の売却ないし移転に係る制約は、その公正市場価値を引き下げることになる。例えば、第一先買権（right of first refusal）は、他の潜在的な買い手にとっての当該株式の魅力を減少させるためである<sup>(37\*)</sup>。財務省規則は、買取りに係るオプション又は契約の存在が株式の遺産税上の価値に影響を及ぼすことを認めている。それらの規則では、当該合意が善意による事業上の取決めであって、当該被相続人の株式を /\*14\*/ 当然の受取人に対して被相続人から完全かつ十分な対価未満で移転するための手段でもなければ、無視されることを規定している<sup>(38\*)</sup>。IRSの通達では、価値について判定する上で、持株買取り取決めに含まれている価格面に相当の力点が置かれている<sup>(39\*)</sup>。

裁判所は、更に進んで、一般的に持株買取り取決めに含まれる価格は、もしも当該価格が固定されているか確定可能であり、当該遺産財団に売却する義務があり、当該取決めが生前における移転について制限を設けてお

り、かつ、当該取決めについて有効な事業目的がある場合には、遺産税目的では、公正市場価額を制限するものであると判示している<sup>(40\*)</sup>。ある裁判所は、事業目的を有していることに加えて、当該取決めについては、遺言としての手段でもあり得ないと判示している<sup>(41\*)</sup>。

これらの要件に合致する取決めの明確な効果は、当該買い手の義務の範囲に依存している。もしも当該買い手が当該取決めの下で当該資産を購入する義務がある場合には、当該取決めは、公正市場価額を確定していることになる。なぜなら、売却が迫りくることについて知っている以上、気乗りしている買い手は、当該行使価格を超えて支払わないであろうし、乗気気の売り手も当該行使価格未満で売却することもしないであろう<sup>(42\*)</sup>。[他方で、] もしも当該買い手が単に資産を購入するオプションを所有しているだけであれば、当該オプション価格は、公正市場価額について最高限度額を発生させることになる。なぜなら、気乗りしている買い手は、当該買い手も当該オプション行使価格で当該株式を売却しなければならないように義務付けされることになることを知っている以上、当該オプション価格を超えて支払うことはないためである<sup>(43\*)</sup>。

判例は、一般的に親族による所有及び管理の継続が事業目的であるか検討している。[そして、] 維持されている「管理」[の内容] が、たとえ投資用資産からの収入を受け取る権利であった場合<sup>(44\*)</sup> や当該取決めの一方の当事者が既に命取りの病気にかかっている場合<sup>(45\*)</sup> であっても十分であるとされてきた。

幾つかの裁判所が、当該事業目的要件によって、当該取決めが行われた時点では当該オプションの価格が合理的なものであることを必要としている<sup>(46\*)</sup> もの、そうではない裁判所もある<sup>(47\*)</sup>。いずれの場合も、行使価格は、たとえそのような価額が規定されている場合であっても、死亡日における公正市場価額に近似している必要はない<sup>(48\*)</sup>。したがって、裁判所は、持株買取り取決めに含まれる固定価格によって遺産税価額を算定することについて、たとえば当該株式が実際に売却されるのが/\*15\*/長い年月の後であるとしても、可能であるとしている<sup>(49\*)</sup>。同様に、帳簿価格又

は資本勘定に基づいた計算式によっても価額が確定することになる<sup>(\*50\*)</sup>。  
 [たとえ] 計算式によって遺産税価額が零となるような効果がある場合であつても、当該計算式は支持されてきた<sup>(\*51\*)</sup>。

#### 4 残余権の売却及び財産に係る権益の共同購入

##### 解説

その他の凍結取引では、資産に係る定期不動産権、生涯財産権及び残余権が関係してくる。例えば、資産の所有者は、当該資産の残余権を子に対して売却するかもしれない。その代わりに、年寄り世代とより若い世代が共同して資産に係る契約期間中の権利及び残余権を第三者から購入する場合もある。これらの取引は双方とも凍結効果がある。なぜなら、当該資産の将来の価格上昇が当該より若い世代の利益となるためである。

##### 贈与税への影響

残余権の売却あるいは共同での購入の贈与税への影響は、GRITのものに類似している。もしも当該より若い世代による支払が当該残余権の公正市場価格よりも少なければ、当該年寄り世代からの贈与が生じる。当該残余権の価額は、IRSの計表に従って算定されることになる。

##### 遺産税への影響

もしも当該契約期間の後で当該被相続人が死亡した場合には、当該資産は、その総遺産には含まれないことになる。[他方、] 当該被相続人が当該契約期間中に死亡した場合には、当該被相続人が当該残余権について完全かつ十分な対価を生前に受け取っているか（残余権の売却の場合）、あるいは、その権益の価額を超えて支払っていない（共同購入の場合）場合を除き、当該資産は[総遺産に] 含まれることになる。遺産に含まれることになる当該価額は、対価を受領していれば減額される。グラドウ対合衆国事件<sup>(\*52\*)</sup>において、連邦控訴裁判所は、一定の場合には、完全かつ十分な対価とは、当該資産全体の価額であり、単なる当該残余権の価額ではないと判示した<sup>(\*53\*)</sup>。

/\*16\*/

## 5 割賦販売及び私的年金

### 解説

凍結は、賦払手形や年金を見返りとした当該資産の売却を通じても実現できる<sup>(54)</sup>。当該手形は、当該移転者の死亡によって無効とされることもある<sup>(55)</sup>。当該売却に関連して、当該移転者は、当該資産をリース・バックして、使用料を支払うこともあるし、分割払いを行うために年毎の贈与が用いられる場合もある<sup>(56)</sup>。

### 贈与税への影響

私的年金は、財務省の計表に従って評価されることになる。[そして、]手形に基づく負債額を支払うことができない場合には、通常、贈与とみなされる。

### 遺産税への影響

私的年金や賦払手形を対価とした資産の売却があっても、通常は、当該資産が当該遺産に含まれることにはならない。ただし、当該年金によって当該被相続人が実質的に当該売却資産に係る権益を維持することになれば、含まれることになる(同2036条(a)項)。連邦最高裁は、次のような場合には、当該取引が権益を保ったままの移転とはみなされないことを示唆している。すなわち、「当該約束が当該移転者の人的債務であり、当該義務が一般に当該移転された資産に課されることはなく、しかも、当該支払の規模が、当該支払が行われる時点における当該移転資産からの現実の所得の規模によって決定されないような場合」<sup>(57)</sup>である。

/\*17\*/

## IV 遺産凍結によって生じる移転税上の懸念事項

遺産凍結によって移転税上の三つの基本的な懸念が生じることになる。第1に、凍結された権益は、本来的に評価することが困難であるため、それらは、贈与を過少評価する手段として用いられ易い。第2に、そのような権益は、仮に独立当事者間におけるように行使されなければ、後に財産

を移転税抜きで移転するために濫用されるような権利を生成することになる。第3に、「凍結された」権益については、当該資産に係る権益を名目的に他者に移転しつつ、当該資産全体に対する実質的な所有権を維持することができる。

#### A 当初の移転における過少評価

遺産凍結は、当初の贈与を過少評価するための機会を提供している。通常、贈与税の〔税務上の〕補正があっても（統一税額控除のため）追加的な課税が伴わず、また、内国歳入庁には限られた調査資源しかないため、そのような過少評価は、是正されないことがある。

過少評価は、当該移転者が移転される資産の価額を当該権益について気乗りした買い手が支払う価額よりもより低く主張することにより発生する<sup>(58\*)</sup>。凍結には、幾つかの理由から評価が本来的に困難な権益が含まれている。第1に、〔法人の持分に係る〕普通の階層と優先的階層の適切な評価のためには、一定の期間におけるそれぞれの階層に係るリスクと可能な収益を反映させなければならない<sup>(57a\*)</sup>。このことは、異なった優先性のある階層を有する法人に係る残余持分の価額のかなりの部分がオプションとしての価額であることに由来している（すなわち、〔残余持分に係る〕将来の値上りに対するその権利〔の価額〕のうち、当該優先株式の要求を満たすために必要な金額を超える部分であって、当該優先株式によって負担される同じ損失リスクの対象とはならないもの）。このオプションの価額は、かなりの額のものである場合もある（例えば、市場で取引されるようなアメリカン信託の持分の場合）が、当該普通株式について、当該法人の総合的な価額から当該優先株式に係る予想配当の割引現在価値を控除することによって、評価されているような場合には、過少評価される可能性もある。さらに、以下に述べる理由により、閉鎖的企業の優先株に対する配当率が市場で取引されている優先株式の配当率に等しく設定されている場合には、そのような控除は、多くの場合、当該閉鎖的企業の優先株式を当該普通株式と比較して過大評価することになり、したがって、当該普通株式のオプション価額を過少評価することになる。



第2に、たとえ当該普通株式の価額について、優先株式によって規定されるキャッシュ・フローの割引後の価額を当該法人の価額から控除することによって算定できると仮定しても、/\*18\*/ 当該割引後の価額自体について確認することが困難である可能性がある。たとえ閉鎖的に保有される当該優先的権益の特徴が、公開市場で見付かるようなものと同一であるとしても、有価証券の当該二つのタイプの相違点は、その比較を困難にすることになる。[つまり、] 法人によって保有されている優先株式については市場で取引されるものが多いため、受取配当控除(同243条)のおかげで、当該法人は、個人投資家よりもより低い配当率を許容するであろう。[また、] 資本市場へのアクセスを継続してきたような公開企業における[資金調達]の必要性から、優先株式に対する配当を支払う動機が生まれるが、閉鎖的企業の場合には欠落している。さらに、公開市場で取引されている優先株式については、閉鎖的企業において比較対象となる株式よりも流動性が本来的により高いといえよう。

さらに、凍結において発行される優先株式の特徴は、しばしば市場で取引される株式に含まれる特徴から実質的に変化している。[すなわち、] 凍結において発行される株式は、市場で取り引きされる比較可能対象に一般的な特徴(例えば、配当に対する累積的権利)がない場合や比較可能対象では失われるような特徴(例えば、裁量的な資本コール権)がある場合がある。

このような評価上の困難性は、優先的権益を評価するために一貫性のない評価上の前提が用いられる可能性を生じさせてしまうことになる。[つまり、] 納税者は、当該凍結の時点で維持される優先株式の評価の際には、有利な前提を用い、他方、死亡時において、そのような株式を評価する際には、不利な前提を用いることになるかもしれない。

過少評価は、資産を購入するための制約ないしオプションを適切に評価しない結果としても生じることになる。[例えば、] 固定価格及び帳簿価額方式(book formula)のオプションは、当該資産のありそうな値上りを考慮に入れずに評価される場合がある。[また、] 役務と交換に付与されるオ

プシオンについては、当該当事者が独立第三者として取引されたものという誤った前提で評価される場合がある。[さらに、] 死亡時に行使可能な双務的オプションについては、当該当事者について異なった平均余命を考慮せずに評価される場合がある。

さらに、過少評価は、財務省の計表を用いた年金、生涯不動産権、定期不動産権、残余権、そして、復帰権の評価の結果として発生する場合がある。それらの計表は、特定の場合には正確とまではいえない収益率及び平均余命に対する前提に基づいており、そのため、[リスクを過剰に評価する] 逆選択 (adverse selection) の原因となる場合がある。どのような資産を贈与するか、そして、いつそれを贈与するかについては、当該納税者が決定することから、全体としてみれば、計表の利用によって、過大評価となるよりもむしろ過少評価となる場合の方がより多くなるわけである。

## B その後の移転

資産に係る凍結された権益が創出されると、その後の当該企業に係る権利の行使又は不行使によっても移転税なしでの財産の移転が許されることになる。当初の移転の際にたとえ気乗りしている買い手と乗り気の売り手基準に基づいて当該移転される資産が正しく評価されていたとしても、その後は、当該権利が独立第三者間の場合のように行使されなければ、財産が移転されることがある。このようなことは、当該移転の後、/\*19\*/ 移転者ないし受領者が行動するか、行動しないか、あるいは、当該企業が行動するようにするか、あるいは、行動しないようにするかによって発生する。現行法では、そのような行使あるいは不行使が結果として贈与になるか明らかではない。たとえそうなるとしても、IRS がそのような権利について全ての移転後の活動ないし不活動を監視することは事実上困難である。

閉鎖的企業は、以後に財産の移転が行われることになる多くの機会を提供する。[そして、] そのような移転は、当該凍結取引の時点で創出された法的権利を用いて実施される場合がある。例えば、もしも当該法人が当該優先株式の株主へ配当を支払わなければ、優先株式の株主から普通株式の株主へ財産が移転する場合がある。たとえ当該優先株式が累積型であった

としても、そのような不払いについては結果として当該配当が支払われるまでは、当該金銭を使用する価値に等しい移転が発生することになる。あるいは、転換権、清算権、プット権又は議決権を独立第三者間におけるようではなく行使すること（あるいは、そのような権利が消滅する前であれば、当該権利を行使しないこと）によって、当該移転者は、そのような権利の価額の一部ないし全てを移転することができる場合がある。

閉鎖的企業における優先的権益がない場合であっても、以後の活動ないし不活動によって財産が移転されることがある。例えば、持株買取り取決めに含まれている日付のある売却価格を改訂しないことによって、そのような改訂から最も便益を得やすい当事者から財産を移転することができる。同様に、生涯不動産権者が当該資産を利用する権利を行使しないことによって、当該残余権者に対して財産を移転する効果を持たせることができる。逆に、生涯不動産権者による不動産の改良は、当該残余権者を豊かにすることができる。

### C 偽装された遺贈

第3に、資産全体の享有を維持するために凍結された権益を保有することが用いられる場合がある。[当該] 享有は、議決権、パートナーシップないし法人における優先的権益、信託における所得権益、資産の生涯不動産権、あるいは、資産の使用権を通して維持される。そのような場合、当該移転は、現実には、当初の移転の時点では不完全であり、そして、死亡時まで当該凍結された権益が維持された場合には、当該移転は遺贈の性格を有することになる。

遺贈としての取扱いをそのように免れることにより、当該贈与者は、贈与に対してのみ適用可能な有利な規定について優位に立つことになる。例えば、暦年控除及び税抜き基準での贈与税の課税標準などである。さらに、早い時期における統一税額控除の適用は、その現在価値を増加させることになる。[しかし、] 当該移転者が移転される資産の所有権の相当な部分を手放す場合にのみ、このような利点が適切なものとなる。

/\*20\*/

## V 現行法： 内国歳入法2036条 (c) 項

1987年一括予算調整法（1987年法）において、議会は、遺産凍結取引に取り組み、値上りした権益の価額を被相続人の総遺産に算入するとともに、以前に納税された贈与税については税額控除することとした（内国歳入法2036条 (c) 項）。そのように算入されることにより、実質的に当該移転については移転税上、当該凍結期間中は未完了とみなされることになった。したがって、2036条 (c) 項は、当該凍結された権益が引き渡されるまでは、移転税の最終的な確定を延期することにより、当初の過少評価、その後の財産の移転、そして、所有権の相当な部分の維持の〔各〕可能性についての的を絞って対応するものであった。

その施行以降、2036条 (c) 項は、修正され、解釈されてきている。1988年技術的及び雑多な歳入法（1988年法）において、議会は、負債並びに公正市場価額による商品及び役務の提供に係る合意の維持に関する保護規定を施行した。〔また、〕内国歳入庁は、1989年8月31日付告知89-90号で追加的な手引きを提供した。

### A 2036条 (c) 項の全般的解説

2036条 (c) 項は、もしもある者がある企業について可能性のある企業価値の値上がりについて不釣り合いに大きな部分を占める (having a disproportionately large share) 資産を実質的に移転するものの、当該企業に係る権益ないし権利を維持している場合には、移転された当該資産については、当該者の総遺産に含められることを総則的に規定している。例えば、もしもある企業の優先株式及び普通株式の全てを所有する者が当該普通株式を移転するとともに、当該優先株式を維持している場合には、当該普通株式は、その者の総遺産に含まれることになる。〔なお、移転の際に課税される贈与税額は、遺産税の税額控除の対象となる。〕

2036条 (c) 項は、当該売却が関係者に対するものではない、完全かつ十分な対価によるものである場合や当該移転者及びその親族が当該企業の

所得又は議決権の10%未満を所有する場合には適用されない。[また、] もしも親族の構成員がもともと当該移転者から受領したものではない対価を支払う場合には、2036条 (c) 項に基づく遺産から当該企業の [持分の] 一部が除外されることになる。当該移転者の死亡よりも前に移転された資産ないし維持された資産が処分された場合には、その結果として、仮に当該移転の時点で当該移転者が死亡したものとみなしたときに [総遺産に] 含まれるべき価額に等しいみなし贈与が生ずることになる。

2036条 (c) 項は、企業において権益が維持される場合にのみ適用される。2036条 (c) 項の制定経緯によれば、企業には、所得や利得を生み出すような事業やその他の資産が含まれるものとされている<sup>(59)</sup>。その告知 (notice) において、内国歳入庁は、企業とは、かなりの事業的側面を有する取決めであると述べている。当該告知では、企業の定義から主たる住居や生命保険契約などの個人的に利用される資産は除外されている<sup>(60)</sup>。

/\*021\*/

法令及び告知は通常の事業取引に対する保護規定 (safe harbor) を含んでいるが、単に移転税制の外にある財産の移転に対する限定的な [適用] 可能性について述べているだけであり、維持されている生涯不動産権などと類似するものではない。[ただし、] これらの保護規定の要件に厳密には適合しないとしても、必ずしも当該取引に対して2036条 (c) 項が適用されることにはならないものとされている<sup>(61)</sup>。IRS は、また、関係者ではない、かなりの人数の当事者が参加するような取引に対する保護規定が望ましいか意見を求めている<sup>(62)</sup>。

## B 特定の遺産凍結取引に係る2036条 (c) 項の効果

### 1 法人及びパートナーシップに係る優先的権益

2036条 (c) 項は、通常、法人に係る優先株式の維持を伴う普通株式の移転を含む凍結に適用される。当該規定は、親が法人に係る普通株式を優先株式に交換するもので、当該子も普通株式を所有しているような場合<sup>(63)</sup> や、親が法人に対して貸付けや出資を行っており、当該法人について当該子も不釣り合いな値上がり分を享受するような場合にも適用される場合があ

る<sup>(64\*)</sup>。[また、]たとえ当事者が10%権益に欠ける場合であっても、基礎となる資産が当該企業に係る株式で構成されるような持株会社を設立することが、2036条(c)項が適用される理由となり得る。当該規定は、パートナーシップにおける権益を用いた同様な取引にも適用される。

2036条(c)項は、不釣り合いに大きい値上がり分の移転に対してのみ適用される。当該規定は、移転される権益と維持される権益が同一の権利を有する場合や、当該二つの権益の相違点が議決権ないし管理権のみである場合にも適用されることはない<sup>(65\*)</sup>。

法人ないしパートナーシップに係る優先的な権益を含む取引についても、いくつかの保護規定が適用できる場合がある。これらの保護規定は、単に一定の権益が維持されるか受領されることにより、2036条(c)項が適用されないことを規定している。一つの保護規定が当該被相続人によって保有されていた「適格債務」について存在している。適格債務は、通常、確定金額の金銭による支払いを要するもので、定期的であり、持分の特徴を有しない債務である<sup>(66\*)</sup>。そのような債務は、容易に評価でき、後における財産の移転としては、限定的な機会をもたらすものであり、そして、当該企業の維持された享有を構成するものでもないことから除外されている<sup>(67\*)</sup>。

さらに、活発に取引や事業に従事している企業に対する現金貸付けと交換で受領された一定の負債あるいは優先株式に係る保護規定がある。ただし、当該負債ないし優先株式の所有者が過去3年以内に資産(のれんを含む)あるいはその他の事業機会を当該企業に移転していない場合に限る<sup>(68\*)</sup>。/\*22\*/この保護規定は、適格債務に対して通常課せられる要件を緩和するものであるが、これは、新規事業開始企業における[持分の]値上りは、被移転者の働きに起因する可能性が増加し、[他方、]当該移転者からの偽装された財産の移転に起因するものとはいえなくなるためである<sup>(69\*)</sup>。

その他の保護規定としては、2036条(b)項は、商品又はその他の資産で、当該企業内で使用されるか、あるいは、役務提供に使用されるものについて、販売又は貸付けに係る合意があれば、通常、適用されないことが

規定されている。ただし、当該合意については、(1)公正市場価額であるような独立第三者間の合意であること、かつ、(2)当該企業に係る権益の変更をいずれにしても含まないこととされている<sup>(70)</sup>。この例外規定は、そのような合意については移転税抜きで財産が貸付けとして移転される可能性がなく、しかも、当該企業の享有の維持も含まれないことから、規定されているわけである<sup>(71)</sup>。

これらのような保護規定は、2036条(c)項から適用除外される取引を網羅しているわけではない。例えば、[同項の]当該規定は、その子の事業に用いられる最低限の資産や役務を提供する場合や通常の事業活動の中で事業に用いられる商品ないしその他の資産を[その子に]提供する場合にも適用されることはない<sup>(72)</sup>。

## 2 譲与者所得維持信託

譲与者所得維持信託(GRIT)には、通常、2036条(c)項が適用される<sup>(73)</sup>。[ただし、]当該移転者が単に当該信託財産からの所得に基づいて算定される金額を受領する権利を維持する場合で、所得に係る権益の期間が10年を超えず、かつ、当該移転者が当該信託の受託者ではないときには例外とされる(2036条(c)(6)項)。この除外規定は、当該移転者が単に当該信託からの所得に基づいて算定されないような権益を維持する場合には適用されない<sup>(74)</sup>。したがって、当該移転者が年金受給権を維持する場合には適用されないことになる。さらに、当該除外規定は、当該設定者が維持される所得に係る権益の価額の25%を超えるような不確定な復帰権や権利帰属者指名権を維持する場合にも認められない<sup>(75)</sup>。

## 3 オプション及び持株買取り取決め

2036条(c)項は、オプションないし持株買取り取決めに適用される。なぜなら、そのような取決めは、値上りに対する様々な権利を持った二つの階層の権益を作り出すためである<sup>(76)</sup>。2036条(c)項の効果は、/\*23\*/当該オプションないし制限の価額を当該移転者の総遺産に含めることにある。

[ただし、]2036条(c)項は、通常、非関係者間における独立第三者間

価格での株式買取り取決めには適用されることはない<sup>(\*77)</sup>。資産をオプション（ないし取決めに基づく権利）の行使時における公正市場価額によって売買するための当該オプションないしその他の取決めについては、保護規定が法定されている。[そして、] 公正市場価額の算定に伴う費用や管理面での困難性を認めて、IRS は、当該売却価格がある公式を適用して算定されている場合には、取決めが保護規定の適用対象となるものとみなしている。すなわち、当該公式によって、当該売却が完了する時点における当該資産の公正市場価額に近似するような妥当な結果が生み出されるものと想定されているわけである<sup>(\*78)</sup>。

#### 4 残余権の売却及び財産に係る権益の共同購入

2036条 (c) 項については、資産に係る残余権の売却並びに所得に係る権利及び残余権の共同購入は、適用対象となる<sup>(\*79)</sup>。当該資産の価額が全体として期間所有者 (term-holder) の遺産に含まれることになるが、当該期間所有者 [残余権者か?] によって提供された対価について調整が行われる。

#### 5 割賦販売及び私的年金

賦払手形ないし私的年金については、当該企業の維持された権益を構成する場合には当該賦払手形ないし私的年金について2036条 (c) 項が適用される場合がある<sup>(\*80)</sup>。

たとえ企業の維持された権益を構成する場合でも、賦払手形ないし私的年金については、適格債務として保護規定の対象となる場合がある。そのような保護規定は、金銭による確定金額の無条件の支払義務であることを要件としていることから、手形や年金の支払で、当該移転者の生存など、将来の事象によって不確定な支払については、適用対象とはされない<sup>(\*81)</sup>。

/\*24\*/

## VI 2036条 (c) 項に係る一般的な批判

### A 未完了贈与方式の利点

2036条 (c) 項に対する一つの批判としては、遺産凍結について [同項



の] 未完了贈与規定 (incomplete gift rule) を用いることの利点に関するものである。そのような方式を批判する者は、当初の過少評価及びその後の[相続等による追加的] 移転の可能性があるとしても、当該移転が行われる際に贈与税が課せられることで当該取引に係る移転税課税上の結果については、最終的なものとされるべきであると主張している。また、それらの者は、凍結された権益については、当該企業の実質的な所有権の維持としてではなく、むしろ別個の資産とみなされるべきとも主張している。さらに、それらの者は、2036条(c)項については、当初の移転に係る贈与税を完全に除去するものではなく、むしろ当該贈与税を税額控除するものであって、未完了贈与規定を十分に履行するものではないと主張している。すなわち、当該贈与者は、実質的に、金利なしでその者の遺産税を前払いすることになってしまっているというわけである。

[一方、] 未完了贈与方式の支持者は、遺産税へ含めることが、適切な評価をする上でも、また、以後の移転に伴う問題を防ぐ上でも、最も確実な方法であると主張している。それらの者は、そのような規定は、概ね当該取引を当初における贈与として取り扱うことと同じ効果を実現する、つまり、[後発する] 値上りに対する課税[による損失]は、課税の繰延べからの便益によって相殺されると指摘している。それらの者は、未完了贈与規定は、本来的には遺贈であるという問題に取り組むための唯一の手段であると強調している。[また、] 何人かの者は、2036条(c)項について当初における贈与税を廃止するよう修正することを提案しているが、他方で、行政的観点から、当初における課税を正当化する者もいる。

## B 2036条(c)項の適用範囲

2036条(c)項を批判する者は、同条は、優先株式凍結を遥かに超えて親族間における種々の取引に拡大していると指摘している。それらの者は、そのような拡がりが予測不能性を生み出し、そして、親族による計画を妨げていると主張している。[また、] それらの者は、2036条(c)項が金銭を貸し付けたり、役務を提供したりするような通常の事業を行っている不用心な納税者を畏にかけると指摘している。[したがっ

て、] それらの者は、当該法令の更なる修正が過度の複雑さを生み出すものと信じている。

[一方、] その他の者は、凍結がいろいろな手段、すなわち、資産に係るパートナーシップ、信託、オプション、そして、権益を通じて行われ得ると反証をあげ、これらの手段に届くような広範な適用範囲が必要であると主張している。[また、] それらの者は、親族内においては多くの通常の事業取引が財産を移転するために行われていると指摘している。[さらに、] それらの者は、現行法における保護規定は、租税回避性が限られている最も一般的な事業取引を保護しており、必要であれば、追加的な保護規定を施行すればよいと断言している。

/\*25\*/

### C 中小企業への影響

2036条 (c) 項を批判する者は、当該規定が世代間で閉鎖的企業を移転することをより困難にしていると述べている。それらの者は、[被相続人の] 親族は、時には遺産税を支払うために当該事業を売却しなければならないことがあると指摘している。それらの者は、親族間での移転に異なった規定を設けることは、公正とはいえ、我々の社会において起業家は、重要な役割を演じていると主張している。

2036条 (c) 項の支持者は、当該規定は、中小企業を差別するものではなく、ただ実際のところ全ての資産の移転を同様に扱うものであると指摘している。また、それらの者は、沢山の親族内での取引について寄付的性格があることが、それらに対して特別の基準を適用することを正当化していると主張している。[さらに、] それらの者は、全ての種類の財産が同じ移転税の対象にされるべきであると主張している。

2036条 (c) 項の支持者は、中小企業のオーナーについては既に統一税額控除、不動産に係る特別評価規定、相続税を納税するための売却を[持分の] 償還とみなす取扱い (sales treatment of redemption)、そして、遺産税の延納の規定を通じて遺産税上の救済措置を受けいることも指摘している。[したがって、] それらの者は、家業に対する追加的な救済につい

ては、遺産凍結取引に従事するような者に救済を限定するよりも、むしろ、これらの規定の修正を通じて、中小企業に対して一般的に付与する方がより好ましいと主張している。

/\*26\*/

## Ⅶ 1990年3月22日に公表された検討用改正案の解説

### A 検討用改正案の一般的解説

検討用改正案(タタキ台)では、凍結が完了するまで当該移転が未完であると規定する2036条(c)項が廃止される。凍結取引の性格が遺贈であると性格付けることを排斥する一方で、タタキ台は、一般的に2036条(c)項を贈与税上の評価規定を修正するための規定に置き換え、当初の移転をより正確に評価するような方法に変更する。そのような規定については、関係している当事者間では独立第三者間におけるような権利行使がなされない傾向にあることを考慮にいたし、評価上の前提を適用することにより運用されることになる。

#### **贈与を評価する上での前提**

タタキ台は、事業体の残余持分の価額が全体としての価額から維持された優先的権益の価額を控除することによって算定されるものと仮定している。贈与が行われたかを判定し、当該贈与の金額を算定する上で、タタキ台は、当該移転者及びその親族(当該被移転者を除く)によって維持される権利を評価するための規定を定めている。[そして、維持される]そのような権利は、三つの区分の一つに該当する。

1番目の区分は、一般に時期及び金額について固定された支払に対する権利である適格固定支払(各QFP)によって構成される。そのような支払は、当該手段に規定されているように行われるものと仮定される。固定された終結日のない手段に基づく支払は、永遠に行われるものと仮定される。

2番目の区分は、議決権及び[当該議決権と]同一順位又は後順位の維持された権利で構成される。そのような権利は、現行法と同様に引き続き

評価される。

3番目の維持される権利の区分は、その他の全ての権利によって構成される。そのような権利は、ゼロ評価される。これは、それらが独立第三者間と同様に行使されることの不確かさを踏まえたものである。[ただし、]特定の状況下では、そうでなければ、この区分に該当するような特定の権利について、それらが QFP であるものとみなして評価される。

これらの区分については、次のような設例を考慮することによって説明することができる：すなわち、その額面価格で当該法人に売り付けることができる累積的な優先株式と普通株式を所有している者が当該普通株式の半分を親族に贈与したとする。当該贈与を評価する上では、配当は、当該優先株式に規定されているように支払われるものと仮定され、[優先株式に係る]売り付けする権利は、ゼロ評価され、そして、普通株式に基づいて維持される権利は、現行法に基づいて評価されることになる。

#### **QFP の遅延した支払又は維持された権利の移転を律するための規定**

指定された期間、通常3年間、に QFP が行われなければ、結果的に贈与となる。この結果は、/\*27\*/ 当該評価の時点における QFP の評価において有利な仮定が行われていることに付随したものである。当該みなし贈与の後に当該 QFP が行われた場合には、タタキ台では、当該みなし贈与について納税された贈与税を還付することとしている。

タタキ台は、これらの規定に基づいて以前に評価された維持されている権利が移転された場合について特別規定を適用している。二重課税を防止するために、タタキ台では、以前にゼロ評価された任意の権利の価額については、そのような権利をゼロ評価した結果当初の贈与について増加した価額によって控除することとしている。有利な評価の前提を一貫して用いることを確実にするため、遅れた QFP の移転については、各 QFP が支払われるべきとされている法定の当該前提に基づいて評価された QFP の価額がそのような前提なしで評価された価額を超過する価額に等しい追加的な移転が生じるものとして取り扱われる。なお、追加的な移転税は、配偶者に対する維持された権益の移転には課税されない。ただし、当該配偶者

は、これらの規定の適用上、将来において移転者であるものとみなされる。

### **適用範囲**

当該評価規定は、当該移転者及びその親族が10%を超えて所有する法人、パートナーシップないし信託に係る権益の移転に適用される。債券又は賃貸契約は、事業体に係る権益とみなされる。当該規定は、贈与的な移転並びに配偶者、直系の子孫及び当該配偶者の子孫への移転、両親又は祖父母への移転、当該配偶者の両親及び祖父母への移転並びに上記の配偶者に対する移転に適用される。また、当該規定は、移転の効果を有する、資本再構成、償還ないし資本拠出にも適用される。

### **除斥期間**

贈与税の3年間の除斥期間は、タタキ台の対象となる取引については6年間に延長される。さらに、無申告であるタタキ台の対象となる取引については、当該移転が発生した年分について贈与税が申告されたか、あるいは、申告されるべきであったかを問わず、除斥期間は、無制限とされる。

### **施行日**

タタキ台では、2036条(c)項は、その施行日まで遡及的に廃止されることになっている。[ただし、]タタキ台には、代替的な評価規則の施行日については含まれていない。

## **B 特定の遺産凍結取引に対するタタキ台の効果**

### **1 法人及びパートナーシップの優先的権益**

#### **当初の移転の評価**

##### **各 QFP**

法人ないしパートナーシップからの各 QFP には、累積的な優先配当(定期的かつ定率)又は時期及び金額が固定されたその他の支払若しくは分配を含む。/\*28\*/ [なお、] 当該移転者は、キャッシュ・フローや所得の面で不確定である累積的ではない優先株式配当及びパートナーシップの分配についても、各 QFP として取り扱うことを選択することができる。

現行法では、法人ないしパートナーシップからの各 QFP は、適切な市場割引率を用いて固定的な支払の評価額を算定することによって評価され

ることになっている。[ただし、] 納税者は、当該 QFP に対する金利 [自体] については自由に、自らが望むいかなる利率でも設定することができる。例えば、額面価額が千ドルの優先株式に対して 8% の累積的配当が付与されており、そして、8% が適切な市場 [割引] 利率であるとすると、当該株式の価額は、おおよそ千ドル (すなわち、その額面価額) となる。一方、納税者が 4% の配当率を選択する場合には、[たとえ] 適切な市場 [割引] 利率が 8% であったとしても、当該株式の評価額は額面価額よりも少なくなる。

[ただし、] これらの特別な利率によって、法人の普通株式ないしパートナーシップの優先的ではない権益の価額を [一定の] 最低価額未満にまで減少させることはできない。すなわち、当該普通株式ないし優先的ではないパートナーシップの権益の全ての価額は、当該法人ないしパートナーシップの総持分と当該法人ないしパートナーシップが当該移転者ないしその親族に支払う義務のある全ての負債との合計額の 20% を下回ることにはできない。この最低価額は、当該普通株式ないし優先的ではない権益の将来における値上り [を享受すること] に係る権利に対する「オプション価額」を反映するためのものである。

### その他の権利

タタキ台は、移転者が優先株式を移転し、普通株式を維持する場合、あるいは、当該者が同じ階級 (たとえ移転され、かつ、維持される株式が議決権に関しては異なる場合であったとしても) である株式のみを移転し、かつ、維持する場合には適用されない。そのような移転は、タタキ台の評価規定に関わりなく評価されることになる。転換、清算、償還及びその他の固定された支払を伴わない請求権 (call rights) については、ゼロ評価される。

### 設例

パートナーシップの所有者が親族に対してパートナーシップの権益で、維持される権益には劣後するものの、所得を受け取る権利があるものを贈与する場合を想定する。当該贈与者がそれとは異なる選択をしない限り、

維持される当該権益はゼロ評価されることになる。[そして、] 仮に当該贈与者が所得を受け取る当該権利を QFP として取り扱うことを選択した場合には、そのような権利については、計画どおり当該支払が行われるものとして評価されることになる。

### **維持された権利の以後の取扱い**

景気循環における正常な変動を斟酌して、QFP の支払期日が到来した年から 3 年間は、法人又はパートナーシップから QFP が行われない場合でも、贈与とはみなされない。さらに、当該支払が行われる手段が、当該当初の贈与の価額を算定するために用いられた割引率で支払われなかった QFP について複利で付利することを規定している場合にも、みなし贈与があったことにはならない。

維持された QFP の権利が移転された場合には、結果として、(1)法定の前提で各 QFP が支払われたとした場合の贈与の価額が  $/*29*/$  (2)そのような前提がないとした場合に算定される価額を超過する金額の移転が生じたことになる。

### **倒産ないし破産**

法人及びパートナーシップの倒産及び破産には特別規定が適用される。これらの特別規定に基づき、みなし贈与に係る 3 年間の宥恕期間については、倒産ないし破産の期間によって延長される。倒産において免除される各 QFP はみなし贈与としては取り扱われない。そして、当該移転者がその維持された権益を破産ないし倒産の期間中に移転する場合には、みなし贈与は発生しない。[ただし、] 倒産に係る適用除外規定については、本規定を回避するために倒産手続が開始された場合には、適用されない。

## **2 譲与者所得維持信託**

### **当初の移転に係る評価**

信託については、QFP は、(1)支払金額が固定で、少なくとも年払であるか、(2)少なくとも年払である支払で信託財産について固定された比率であるものか、あるいは、(3)信託に係るその他の全ての権益が QFP であるときにおける確定している残余権のうちのいずれかとなる。これらの権益

は、公益分割利益信託 (charitable split interest trusts) で許されているものと類似している。そのような権益は、適切な財務省の計表により評価されることになる。

その他の信託の権益は無視される。したがって、資産に係る権益について信託に完全に移転した者で、当該信託の所得（あるいは、信託元本に対する未確定の復帰権）を参照して算定される権益を維持する者は、当該資産全体の価額に等しい移転を行ったものとみなされることになる。

### **維持された権利のその後の取扱い**

信託の課税年度末から65日以内に QFP を行わなかった信託については、結果として、当該移転者による [被移転者に対する] みなし贈与が発生することになる。

### **個人的住居**

タタキ台は、期間的権益の所有者によって用いられる個人的住居に係る権益の移転については、適用されない。

## **3 オプション及び持株買取り取決め**

タタキ台では、資産の価額は、親族によって保有されている、オプション、第一先買権及び賃貸借権については、それに関わりなく資産の価額が算定されるものとされている。[ただし、] 当該規定の例外として、当該資産について、すぐに確かめることができる公正市場価額がなく、かつ、売買後3年以内に見直される公式に基づいて算定された価格に従って売却されるようなものであり、かつ、当該見直しの時点では、行使される時点における公正市場価額に近似した価格を生成することが合理的に期待される場合が規定されている。この例外規定に該当するオプションに係る遺産税上の価額に対する効果については、2036条 (c) 項施行前の法令に基づいて算定されることとなる。

## **4 残余権の売却及び資産に係る権益の共同購入**

タタキ台では、[当該移転者による] 資産に係る期間的権益（生涯不動産権を含む）の維持については、信託における権益の維持と同様に取り扱われる。さらに、資産 [に係る権益] の共同購入については、/\*30\*/ 当



該期間的権益の所有者〔である当事者〕によって当該資産全体が取得され、引き続いて残余権の移転が〔他の当事者に〕生じるものとして取り扱われる。つまり、タタキ台は、実質的に〔一方の当事者である〕生涯不動産権の当該購入者について、共同購入に続いて、当該資産全体の贈与を〔他方の当事者に〕行ったものとみなし、〔他方の当事者である〕当該残余財産の購入者によって支払われる任意の対価の金額を控除することとしているわけである。

〔ただし、〕特別規定が有形資産の期間的権益には適用される。すなわち、期間所有者の権利が行使されないことが、残余権の所有者に移転する資産の価額に大幅に影響しないような場合において適用される。このような場合には、当該期間的権益の価額は、ゼロとはいえず、無関係の第三当事者に当該期間的権益を売却できる価額（財務省の当該計表では算定されない）とされる。例えば、当該規定は、〔価値が変動しにくい〕絵画あるいは未開発の不動産（当該不動産の価額は、おおむね将来の開発可能性を反映するものである）の共同購入に適用可能である。一方、〔価額が変動し得る〕減耗可能な資産の共同購入については、当該規定は、適用されない。

## 5 割賦販売及び私的年金

タタキ台は、法人、パートナーシップ又は信託における権益の評価にのみ適用可能である。したがって、タタキ台は、一般に、個人が債務者であるような賦払手形や私的年金には適用されない。〔ただし、〕手形や年金が事業体における権益である場合には、当該手形ないし年金については、それによる支払が時期及び金額について固定されており、しかも、〔生命保険金のように〕生死の偶然性の対象でなければ、QFPとして取り扱われることになる。

/\*31\*/

## 付録： 連邦遺産税及び贈与税に関する資料

### 連邦遺産税及び贈与税の連邦歳入総額との比較

連邦遺産税及び贈与税の税収は、1989年度の連邦総歳入のうち87億ドル

であった。表1に示されているように、遺産税及び贈与税による歳入は、これまでの50年間にわたり、総じて増加してきている。終戦後を通して、合衆国は、現実の一人当たりの所得及び財産についてかなりの成長を経験してきた。連邦移転税の改正がなかったにも関わらず、財産の増加は、遺産税及び贈与税による現実の歳入増を生み出してきた。さらに、遺産税及び贈与税の免税水準及び税率区分は、物価上昇に対応して調整されてこなかった。その結果、物価上昇によっても遺産税及び贈与税からの増加した歳入が導かれることになった。移転税収の減少を1977年の後及び1982年の後に経験したが、これは、主に1976年税制改革法及び1981年経済再生租税法により実施された、非課税限度額の増加（段階的なもの）、配偶者控除の拡大、そして、最高限界税率の削減による結果である。

物価上昇を考慮しても、連邦移転税によって1988年に徴収された歳入は、連邦移転税によって1955年に徴収された歳入よりも80%以上増加している。しかし、物価上昇を考慮すると、連邦移転税によって1988年に徴収された歳入は、1965年又は1975年において移転税によって徴収された歳入の価額の80%未満に減少している。

80億ドルを超える税額が移転税から徴収されていることは、意味のあることであるものの、連邦総歳入に対する比率としては、連邦移転税は、単にごくわずかなものである。[すなわち、]戦後期において、連邦移転税は、ほんのたまにしか連邦総歳入の2%を超える歳入を提供してこなかった。表1で明らかのように、連邦総歳入に対する比率としては、1970年代中頃から低下してきている。1984年からは、連邦総歳入の1%を超えることはなかった。他の歳入源の伸び率には、少なくとも移転税によって提供されるような連邦歳入の占有割合が低下する程度のものである [つまり、移転税が減った分をカバーしているということであろう]。

/\*32\*/

表 1 連邦遺産税及び贈与税からの歳入の推移 (1940-1989)

会計年度	歳入 (百万ドル)	歳入に占める 割合 (%)
1940	357	6.9
1945	638	1.4
1950	698	1.9
1955	924	1.4
1960	1,606	1.7
1961	1,896	2.0
1965	2,716	2.3
1966	3,066	2.1
1970	3,644	1.9
1973	4,917	2.1
1975	4,611	1.7
1976	5,216	1.7
1977	7,327	2.1
1978	5,285	1.3
1979	5,411	1.2
1980	6,389	1.2
1981	6,787	1.1
1982	7,991	1.3
1983	6,053	1.0
1984	6,010	0.9
1985	6,422	0.9
1986	6,958	0.9
1987	7,493	0.9
1988	7,594	0.8
1989	8,745	0.9

(出展等) 省略

### 連邦遺産税の課税対象

比較的少ない被相続人が連邦遺産税の債務を負担している。1981年経済再生租税法の一部として、遺産税に対する改正が行われたため、2%未満の被相続人が一般に遺産税の債務を負うこととなった。1988年には、1%未満の被相続人が遺産税の債務を負担した。[これまでに、] 10%の被相続人が遺産税の債務を負うようなことはなかった。表 2 にいくつかの年分について、遺産税の課税対象となる申告件数と合衆国における成人の死亡者

数を対比して掲げる。

前述したように、遺産税については改正がなかったものの、過去50年間にわたり、合衆国における物価上昇と一人当たりの財産の増加によって、より多数の被相続人の遺産財団が遺産税の債務を負うことになった。[ただし、] このことは、1977年までのことである。遺産税の/\*33\*/ 税額控除が1976年税制改革法で施行され、1981年経済再生租税法によって連邦遺産税の課税からかなりの数の遺産財団が除外された。

表 2 課税対象連邦遺産税申告件数の成人死亡者数に対する比率 (1940-1988)

暦 年	死亡者数	課税対象申告件数	
		件 数	対死亡者数 比率 (%)
1940	1,237,186	12,907	1.04
1945	1,239,713	13,869	1.12
1950	1,304,343	17,411	1.33
1955	1,379,826	25,143	1.82
1961	1,548,665	45,439	2.93
1966	1,727,240	67,404	3.90
1970	1,796,940	93,424	5.20
1973	1,867,689	120,761	6.47
1977	1,819,107	139,115	7.65
1982	1,897,820	41,620	2.19
1983	1,945,913	35,148	1.81
1984	1,968,128	31,507	1.60
1985	2,086,440	30,518	1.46
1988	2,171,000	18,948	0.87

(注) 脚注等省略

### 連邦遺産税申告書からの要約データ

1988年に申告された連邦遺産税の申告データから、総遺産の価額の4分の1超が公開市場で取引されているもの及びされていないものを併せて、当該被相続人によって所有されていた法人株式からのものであることが分かる。不動産が、その他の総遺産の価額の5分の1に相当している。控除によって総遺産の半分近くが課税対象外とされている。ただし、遺産の価額の3分の1が配偶者控除により課税対象外とされており、通常、これは

残された配偶者が死亡するまで課税を単に繰り延べるものである。1988年に申告された遺産税の申告書における遺産の構成に係る要約データについては、表3により詳細に掲げる。

/\*34\*/

表3 1988年中に申告された連邦遺産税申告書に係るデータ

項目	申告対象 件数	構成比 (%)	評価額 (百万ドル)	構成比 (%)
<b>総遺産</b>	<b>43,683</b>	<b>100.0</b>	<b>70,625.4</b>	<b>100.0</b>
不動産	35,077	80.3	13,564.8	19.2
法人株式	34,333	78.0	19,638.8	27.8
債券 (小計)	26,803	61.4	8,077.5	11.4
連邦貯蓄貸付組合	6,255	14.3	243.3	.3
その他	9,239	21.2	1,539.2	2.2
州及び地方	19,521	44.7	5,823.1	8.2
社債及び外国債	9,391	21.5	471.9	.7
現金	42,345	96.9	7614.4	10.8
抵当証券等	12,568	28.8	1,708.7	2.4
生命保険	23,741	54.3	2,150.0	3.0
年金	11,985	27.4	1,692.3	2.4
非法人事業	10,916	25.0	2,519.4	3.6
家事用資産	39,374	90.1	2,547.4	3.6
生前贈与	9,382	21.5	11,112.1	15.7
<b>控除額 (小計)</b>	<b>43,596</b>	<b>99.9</b>	<b>33,523.9</b>	<b>47.5</b>
葬儀費用	40,274	92.2	197.5	.3
管理費用 (小計)	31,846	72.9	1,700.6	2.4
遺言執行者	15,408	35.3	632.6	.9
弁護士	25,702	58.8	604.9	.9
その他	30,762	70.4	463.1	.7
債務	35,514	81.3	3,238.2	4.6
寄付	83,76	19.2	4,822.1	6.8
配偶者	20,593	47.1	2,3539.6	33.3
ESOP	-	-	-	-
<b>課税対象遺産</b>	<b>39,480</b>	<b>90.4</b>	<b>37,250.2</b>	<b>52.7</b>
調整後課税対象贈与	4,582	10.5	918.2	1.3
調整後課税対象遺産	39,551	90.5	38,168.4	54.0
<b>税額控除前遺産税</b>	<b>39,551</b>	<b>90.5</b>	<b>14,588.7</b>	<b>20.7</b>
<b>税額控除 (小計)</b>	<b>39,550</b>	<b>90.5</b>	<b>8,187.3</b>	<b>11.6</b>
統一	39,550	90.5	6,559.5	9.3
州相続税	21,900	50.1	1,567.5	2.2
その他	919	2.1	60.1	.1
<b>遺産税</b>	<b>18,948</b>	<b>43.4</b>	<b>6,299.2</b>	<b>8.9</b>

(注) 脚注等省略